

令和7年度第2回あきる野市国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和7年12月16日(火)午後7時30分

会場 あきる野市役所5階503会議室

1 開会

2 報告事項

(1) あきる野市国民健康保険税について(諮問)

3 報告事項

(1) 令和7年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について

(2) その他

4 その他

5 閉会

---

会議録署名委員(2名)

吉田 榮久夫 委員      葉山 隆 委員

---

出席委員(13名)

|     |           |         |           |
|-----|-----------|---------|-----------|
| 会 長 | 浦 野 治 光 君 | 会長職務代理者 | 原 田 ひろこ 君 |
| 委 員 | 松 本 博 恭 君 | 委 員     | 木 船 常 康 君 |
| 委 員 | 村 野 こず枝 君 | 委 員     | 山 下 佳 成 君 |
| 委 員 | 葉 山 隆 君   | 委 員     | 瀬戸岡 俊一郎 君 |
| 委 員 | 寺 本 雅 之 君 | 委 員     | 渡 辺 哲 也 君 |
| 委 員 | 吉 田 榮久夫 君 | 委 員     | 中 村 隆 夫 君 |
| 委 員 | 増 田 邦 子 君 |         |           |

---

事務局

|           |        |           |       |
|-----------|--------|-----------|-------|
| 市民部長      | 坂本 茂美  | 保険年金課長    | 小川 亮  |
| 健康課長      | 山田 直喜  | 徴税課長      | 木村 亮  |
| 国民健康保険係長  | 市村 正一郎 | 国民健康保険係主査 | 小林 智美 |
| 国民健康保険係主査 | 長井 高志  | 健康づくり係長   | 関根 桂子 |
| 健康づくり係    | 高水 真深子 |           |       |

○事務局 皆様、こんばんは。

本日は、お忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席いただき、ありがとうございます。  
定刻前ですけれども、皆様お集まりですので、進めさせていただきたいと思えます。

司会を務めさせていただきます国民健康保険係の市村です。よろしくお願いいたします。  
開会に先立ちまして、市民部長の坂本より御挨拶を申し上げます。

○市民部長 皆様、こんばんは。

本日は、大変御多用の中、またお寒い中、国民健康保険運営協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様には、日頃から、国民健康保険事業、また市政運営に御理解、御支援をいただきまして、感謝申し上げます。

今年もインフルエンザが猛威を振るっているような状況でございます。東京都の情報によりますと、昨年に比べると1か月早く流行警報が出ており、比較的若年層の患者さんが多いということで、市内の小・中学校でも度重なる学級閉鎖、学年閉鎖が軒並み続いておりまして、ここでようやく今、2校、2学級が学級閉鎖ということで、落ち着いてきているかなというところがございます。皆様におかれましても、十分に御自愛をいただきますように、お願い申し上げます。

さて、本日は諮問事項がございます。内容は来年度の国民健康保険税についてでございます。ここで令和8年度に東京都に納める国民健康保険事業費納付金の金額が仮係数ではございますが提示されたところでございます。詳しくは後ほど御説明をさせていただきますけれども、令和8年度は新たな制度が開始されることとなっております。年が明けまして1月の10日過ぎには納付金の確定金額が示されますので、その際にはまた改めて御審議をいただくこととなりますけれども、本日、仮係数での金額を踏まえた提案をさせていただきますので、委員の皆様には、それぞれのお立場での御意見をお伺いできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第、事前にお送りしました資料1から資料6、それと「あきる野市国民健康保険税について（諮問）（写し）」について、あらかじめ机上に配付させていただきました。また、ほかに、委員の皆様には「東京の国保」を置かせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

資料の不足がございましたらお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第6条に基づきまして、会長に議事進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいまから令和7年度第2回あきる野市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

ただいまの出席委員は13人全員でございます。会議を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の議事録署名委員は、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定により、吉田委員、葉山委員のお二人にお願いをいたします。

それでは、議事に入りますが、発言をする場合は挙手をもってお願いをいたします。挙手

した方を順番に指名させていただきますので、御発言のほど、よろしく願いをいたします。

それでは、次第2、審議事項「あきる野市国民健康保険税について（諮問）」でございます。

本日は、市から諮問がございます。

事務局から願いをいたします。

○事務局 本日は、次第にもありますとおり、あきる野市国民健康保険税につきまして、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、諮問をさせていただきます。

本来であれば、市長が出席しまして諮問をさせていただくところでありますけれども、公務の都合により、本日は、市民部長から諮問書を朗読の上、会長にお渡ししたいと思います。

なお、諮問書の写しにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、あらかじめ皆様の机の上に配付させていただきました。御了承ください。

それでは、市民部長、お願いいたします。

○市民部長 それでは、朗読させていただきます。

あきる野市国民健康保険税について（諮問）

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

#### 1 諮問事項

国民健康保険税の税率改定について

#### 2 諮問理由

令和8年度より、子ども・子育て支援金制度が創設され、医療保険の保険料とあわせて当該支援金を徴収することとされました。

このたび、東京都から示された国民健康保険事業費納付金の見込み等に基づき、令和8年度あきる野市国民健康保険特別会計予算を試算したところ、子ども・子育て支援金分の追加により増額が見込まれております。

このことから、国保財政の健全化と安定運営のため、国民健康保険税の税率改定について諮問いたします。

（諮問書手交）

○会長 市から諮問をいただきました。

それでは、諮問について、事務局から説明をお願いをいたします。

○保険年金課長 保険年金課長の小川でございます。よろしく願いいたします。

着座にて説明をさせていただきます。失礼します。

まず初めに、資料1を御覧ください。「子ども・子育て支援金制度について」でございます。

1の概要といたしましては、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい仕組みとしまして、医療保険の保険料とあわせて拠出する「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。このことに伴いまして、国民健康保険につきましても、従来の「医療分」「後期支援金分」「介護納付金分」に加えまして、「子ども・子育て支援金分」というものが新たに賦課されることとなりました。全世代・全経済主体ということで、社会保険に加入されている方もその会社さんも、また、75歳以上の後期高齢者の方も全員にかかってくると、そういったものになります。

この支援金が充てられる事業につきましては、資料1の項番2に掲げました児童手当の拡充をはじめとした6つの事業となります。

3の開始時期につきましては、納付金として東京都に納めるのが令和8年度からとなります。

4の子ども・子育て支援金に関する国の試算では、国保の加入者一人当たりの平均拠出額は、令和8年度では月額250円、年換算で3,000円とされておりました。ここで仮算定の結果が出ておまして、実際の影響額につきましては、次の資料のほうで御説明させていただきます。

申し訳ございません。資料2は後で説明させていただきますので、資料3のほうを御覧ください。「令和8年度あきる野市国民健康保険税について」でございます。

このたび、令和8年度の納付金額が仮係数ではございますが示されたところでございます。

1ページ目上段の表を御覧ください。数字につきましては、以後いずれも概数で御説明をさせていただきます。表の左側、東京都全体の納付金の額は、令和8年度は4,459億円となり、前年度比約118億円、率にして2.7%の増となりました。このうち、先ほど御説明した子ども・子育て支援金分、内書きとして書いてあります906億円の増であり、この分を除きますと前年度より788億円減となってきたと、そういった状況でございます。一方で、あきる野市に割り当てられた納付金額は、24億4,000万円余りで、前年比827万円の減となっております。本市におきましても子ども・子育て支援金分が5,000万円余り、この内書きのとおりですが、増となっておりますが、その他の従来分が5,800万円ほど減となっております。そのために、合計もマイナスとなりまして、この金額となっております。

なお、都内の各自治体ごとの増減につきましては、資料4に一覧で載せてございますので、御参照ください。

続きまして、資料3の1ページの2、令和8年度納付金です。

(1)の子ども・子育て支援金制度の創設ということで、あきる野市の標準保険料率は表の右端のとおり所得割0.27%、均等割1,900円となっております。直近の国保の課税所得が平均60万円程度ということなので、これに0.27%を乗じると1,600円ほど、所得割1,600円に均等割1,900円となると、合計年間3,500円ほどとなります。ここから人によって均等割の軽減等がかかってまいりますので、国が試算した年3,000円といった数字に近い数字となっております。多摩26市では、保険料率の将来的な完全統一を目指すという方向性に鑑みまして、全ての団体がこの標準保険料率を採用していこうということで申合せをしております。

次に、(2)一人当たり診療費の推移です。東京都が推計したものでございまして、令和8年度は令和7年度当初の推計値より若干減少すると見込まれておりますが、令和7年度がまだ確定値ではございませんので、若干下がるという見込みでございます。増加の流れというのは変わっていないといった状況でございます。

続きまして、資料3の2ページを御覧ください。

(3)被保険者の推移でございます。グラフの青線があきる野市、オレンジのほうが東京都全体となっております。いずれも減少が続いておりますが、ここ数年はあきる野市の減少率が東京都全体の減少率を上回っているという状況でございます。

続きまして、2ページ下段の表、保険料水準の統一についてでございます。医療費指数の保険料への反映係数、こちらの引下げが3年目となっております。令和8年度は0.5となります。また、今回初めてこの工程表に、令和17年度までに完全統一を達成するという目標が組み込まれてございます。

3 ページ目を御覧ください。

仮算定による納付金の見込みに基づきまして、令和8年度当初予算の見込みを立てたところ、表のとおりとなっております。

表の左側、歳入の国民健康保険税は令和7年度と同じ税率で賦課した場合、15億300万円余りを見込んでございます。このほか、一般会計からの法定内繰入のほうを4億3600万円などを計上しまして、歳入総額は76億2100万円と見込んでおります。

表の右側、歳出のほうです。3段目の国民健康保険事業費納付金、先ほど御説明しました24億4000万円となっております。そのほか、保険給付費55億7400万円など、歳出総額は81億9300万円と見込んでございます。

その結果、歳入から歳出を差し引いた財源不足額は、5億7100万円余りを見込んでございます。

これらの財源不足を解消する方法としまして、1番として基金の活用、2番として保険税の改定、3番として一般会計からの法定外繰入、この3つが考えられます。

ページ下段の国民健康保険基金の推移でございます。

国保基金は、国保事業の運営に要する費用に不足が生じた際の財源として設置されておりまして、令和7年度末の残高は1億1200万円余りとなる見込みでございます。

次に、最後のページを御覧ください。上段の表が国民健康保険税の改正に関する試算でございます。

表の右上、令和8年度の財源不足額は、先ほど御説明しました5億7100万円余りであります。

これに対しまして、今回は例年と並びを替えてございまして、国民健康保険税の税率改定を一番上に置いてございます。これは、新たに賦課される子ども・子育て支援金分につきましては、多摩26市が標準保険料率を採用する方向でありますために、その影響額を差し引いた上で従来分の税率などを検討する必要があると、このように考えたためでございます。

その子ども・子育て支援金分を標準保険料率で賦課しますと、4791万9000円と試算してございまして、これを改定率に換算すると3.2%という状況になります。

その上で、従来分について昨年は8.9%の改定を行っておりますので、今回は仮に改定を行わないと仮定すると、基金から5390万8000円を繰り入れ、一般会計からの法定外繰入を4億7000万円お願いすることで、財源不足を解消できる計算となっております。

基金の繰入額につきましては、昨年の改定時に5000万円程度の残高は持っておきたいといった議論があった経緯を踏まえまして、この金額を繰り入れても5800万円ほど残せるこの額としてございます。

また、一般会計からの法定外繰入れは、これまでも削減を求められておりまして、保険料率の完全統一が令和17年度と打ち出されたことで、今後10年間で解消するというリミットが設定されたものと認識してございます。被保険者数の減少率を考えますと、もう少し減らしたいという部分はあるのですが、従来分の保険税率改定を行わず、かつ総額としては前年度から1500万円削減できるということから、4億7000万円と設定したものでございます。

資料の説明につきましては以上となります。

納付金の確定額につきましては、例年であれば年明けの10日頃に通知されてくるのですが、国の情勢等が異なりますので、ちょっと読めないような状況となっております。本件につきましては、確定係数の通知によりまして、再度、不足額、解消案を見直しまして、

最終案として皆様に御審議いただく予定でございます。

本日と、次回の会議の際にも併せて御意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

説明が終わりました。皆様から質疑、御意見をよろしくをお願いいたします。

委員、どうぞ。

○委員 被保険者の推移についてお伺いしたいのですけれども、国民健康保険のほうでしょうから、あきる野市がほかと比べて少し、都全体の平均と比べて減少しているというのは、1つには高齢者保険のほうに行くのか、厚生年金に移ったのか、それとも相対的に人口が減少しているのか、どちらが原因なのか、要因なのか、把握していらっしゃいますか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 原因としては3点ほどございまして、いずれの御指摘も当てはまるのかなと考えてございます。

まず、後期高齢者の移行につきましては、今年度をもって、いわゆる団塊の世代の後期への移行が終わります。なので、引き続き後期へ移行するために国保から離脱するという方は、まだ多くいらっしゃる年ではあります。

一方で、社会保険の適用拡大ですとか、あと高齢者の就業率の上昇というのもございまして、厚生年金、社会保険に加入して離脱するという方もいらっしゃいますし、逆に65歳とかで定年なさって、社会保険を離脱して国保に入るといった人が減っているという部分がございます。その辺りの状況も見られております。

また、人口そのものも減少はしておりまして、国保の人口の減少率のほうが市全体の人口の減少率よりはるかに高いので、年齢に伴う後期への移行ですとか、社保への加入、社保からの離脱といった要素が大きいというふうに考えてございます。

○会長 委員、どうぞ。

○委員 ちなみに、後期高齢者に移動する人数は何人ぐらいと今年度は見ていらっしゃるのでしょうか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 今年度はまだ確定していないところなのですが、前年度がおおむね1,000人というところでした。

今、74歳の人口が1,090人というところですので、それに近い数字が移行するかなというところです。

○会長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

資料1と3でございますけれども、質疑、御意見で構いませんので、よろしく申し上げます。

委員。

○委員 感想というか、まず資料3の仮係数、前年度より0.3%下がっているという内容とは別に、不足財源が、5億7000万円足りないよと。それをもって、最終的に案では3.2%の増という形なので、単純に見れば去年よりも下がったので、下がってもいいのではないかというふうには思いますが、この不足額を解消するためには、3.2%上げて、これらの繰入れも去年よりも減らしてという形なので、評価的というか見栄え的にですけれども、うまく

考えたのではないかなと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

委員。

○委員 お疲れさまです。

御説明ありがとうございました。

私のほうからは、非常に繰入額のところは工夫をなさっているなというふうに思っている一方で、残る10年でこれを解消していくといったことの厳しさはあるのだろうというところは感じているところでございます。

ここで、一般的なのというか、令和6年度から7年度でもいいのですけれども、保険料収入の徴収率だったりとか、それから未納者の方への対策だったりとか、いわゆる基本的なところ、それから、資格喪失後の場合、例えば医療費がかかってしまったものをどういうふうに返還させているのかといったようなところ、基本的なところで結構ですので教えていただけますでしょうか。

○会長 事務局。

○徴税課長 徴税課長をしております木村でございます。よろしくお願いいたします。

まず、御質問のありました徴収率の関係でございますが、令和6年度末の数字になりますが、徴収率は96%という形になってございます。実際に調定のほうは15億円とかございますので、それに対しての96%というものを収納していくという形でございます。

残りの4%につきましては未収入という形になっておりまして、主な取組といたしましては、督促状配付後の催告、並びに訪問催告、電話催告、あらゆる催告を行っております、それでもやはりお納めいただけない方につきましては、滞納処分という形で差押え等の執行をしているところでございます。主な取組といたしましてはそのような点になります。

○会長 委員、どうぞ。

○委員 先ほど、例えば資格がない方が受診をされるといったようなこと、協会けんぽでも非常に多くあるのですけれども、そういった方々への対応策は何かされていますか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 資格のない方ですとか、あるいは前年度、税額が変更して自己負担割合が変わった方、そういったことによって実際に徴収すべき額が徴収できていない方につきましては、不当利得ということになりまして、医療機関との調整ですとか、あるいはできなければ御本人への請求とか、そういった形で行ってございます。何回か一定期間たっても来られない方に対しては督促を出したりとか、そういったことを行って不当利得の解消に努めているところでございます。

○委員 ありがとうございました。

○会長 よろしいですか。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

委員。

○委員 資料3の中の(2)のところなのですけれども、国民健康保険税の改正ということで、一般会計からの法定外繰入れというのがあるのですけれども、一人当たりになると、下のほうにも書いてあるように、対象の人からすると市から令和8年度は一人3万2000円ぐらいになるのですか。それぐらい要するに税金を負担してもらっているというか、医療費

を負担してもらっているという格好になるのですけれども、これは例えば市の予算を組む上では、しょうがないよねという意見の中で、こういう意見が出ていらっしゃるのか、全体の公平性を保っていく上には最低限必要な経費だというふうに考えていらっしゃるのか、それとも、さっき委員の方がおっしゃったように、ほかの自治体と合わせて、令和17年までに全部ゼロベースに戻すという、もうちょっと金額が上がってきますけれども、これの方向性に対してはどんな感じなのでしょう。

○会長 事務局。

○保険年金課長 まず、令和8年度、4億7000万円ということで、想定する被保険者数で割ると3万2000円程度ということで、一人当たりということになっております。

これは仮係数の段階ということで、確定係数になったときにどうなのだろうかとこの部分ですとか、あるいは、今年度の決算の結果、保険税収入がどうか、繰越金がどう出てくるか、その辺りによって最終的な予算案というのは、また若干違ってくるのかなと思っております。

その辺りが変わってくれば、基金をもう少し残すように動かすのか、一般会計の繰入金を減らすのか、その辺りはバランスを考慮しつつ行っていきたいと思うのですけれども、これを繰り出す一般会計のほうにつきましても、ここで物価高等があって、歳入歳出、非常に財政状況が厳しいという中でありまして、何とかこの4億7000万円という額をお願いしたいというところをお願いをしているのですけれども、我々としましても、これは最終的には解消していかなければいけないと。今回、案としては、従来分については改定せずということなので、この金額、解消額というのは、10年で単純に割ると4000万円、5000万円以上になってきますので、今年はちょっとそこまでは厳しいのかなというふうに考えております。

来年以降、従来分も含めて改定が必要になった際には、ここの赤字繰入れの部分というのを大きく減らしていかななくてはならないと、そのように考えてございます。

○会長 委員。

○委員 基本、この保険制度のスタートは、前々から話しているとおり国が始めたことなので、これを最終保険者として自治体が全部負担しろという構造になること自体、私はおかしいと思ってはいるのですけれども、国がちゃんと責任を持って、国の支払いでやってくればいいのに、何でこうやって地方自治体を苦しめるのかなと私は思っているのですけれども、この辺は意見として常に出しておいていただきたいなというふうに私は思います。よろしくをお願いします。

○会長 それについては大丈夫ですか。事務局。

○保険年金課長 国民健康保険の制度の根本的な課題という部分での御指摘かと思えます。

国もここで次の計画というか、いろいろと議論されているようではありまして、OTC類似薬の負担の在り方であったりとか、高額療養費の在り方、そういったものも議論がされております。そういった中でもまた、高校生までの均等割半額の適用拡大を今、検討するなんていう情報もここで入り始めていたので、そういった情勢を見ながらも、根本的には厳しい状況でありますので、そういった訴えは市長会等を通じて行っていきたくて考えております。

○委員 分かりました。

○会長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

今日、諮問をいただいたところでもございまして、一度、資料等を検討するのに持ち帰っていただいて、また次回の運営協議会がございまして、そこで改めて御意見を伺いたいと思

っておりますけれども、そういう形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○会長 それでは、今日のところは異議はなしという判断をさせていただきます。

それでは、次第3の報告事項に移りたいと思います。(1)「令和7年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について」でございますが、事務局より報告をお願いいたします。

○保険年金課長 資料6を御覧ください。A4一枚のほうになります。

こちらにつきましては、令和7年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

内容といたしましては、下段の歳出について、諸支出金300万円ということで、保険税の還付金が増加したために300万円を追加するとともに、その財源として、歳入のほう、上段、基金繰入金を300万円追加したものでございます。

11月27日に議会に上程いたしましたして、あさって、12月18日に採決が行われる予定となっておりますので、御報告させていただきます。

以上です。

○会長 報告が終わりました。質疑、御意見のある方、どうぞよろしくお願いします。

300万円の繰入れという形ですので、1つだけの補正だそうです。

よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

(「はい」と声あり)

○会長 それでは、ないようですので、次に移りたいと思います。

続きまして、報告事項の(2)「その他」でございますが、事務局からお願いします。

○保険年金課長 先ほど御説明したとおり順番が前後してしまっただけですが、資料2を御覧いただけますでしょうか。こちらにつきましてもA4一枚の縦の紙になります。

こちらにつきましては、「入国時の国民健康保険料(税)前納制度について」でございます。

この制度につきましては、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けまして、国民健康保険税の未納付防止に資する取組として、海外からの入国時に、通常の納期限から前倒しで納付する仕組み、前納の制度を各自治体が導入できるというものでございます。

開始時期としましては、令和8年4月以降で、実施するためには各自治体が条例で規定する必要がございます。

対象者につきましては、海外から転入された方で、賦課年度の1月1日時点で日本国内に住居登録がされていない、住民登録がされていない国保の加入者となります。内外無差別の観点から、帰国した日本人も同様の取扱いとなるということです。例えばこの例に書きましたように、令和8年5月1日に入国された方は、1月1日時点で日本国内に住居登録がないために、令和8年度課税の前納の対象者となります。

こういった制度ではございますが、あきる野市といたしましては、現時点ではこの前納制度の導入は見送る方針です。理由としましては、前年度の所得が分からない方ということで、均等割を7割軽減した額を前納してもらうということになりますが、金額的にはごく僅かな額となりますので、収納率にはあまり寄与しないということ、また、外国から来られた方ということで、短期間でまた帰国されるという場合も多くございまして、その際には逆に還付の手間が非常にかかるという部分もございます。

これらのことから、多摩26市で令和8年度から導入を予定している市というのはござい

ません。

こういった状況でございますので、本市としても見送るといった状況でございますので、この場を借りて御報告させていただきました。

以上です。

○会長 報告が終わりました。

質疑、御意見のある方、よろしくお願いします。

委員。

○委員 ここでいう外国人の入国というのは、日本に来る際に、例えば技能とか就労とかいろいろありますけれども、どれが対象なのでしょう。

○会長 事務局。

○保険年金課長 国民健康保険に加入する国保の加入者ということになってまいりますので、その要件を満たしている方ということですので、すみません、私、実務上のその辺の正確なところが。

前納の対象から市として外すこととともできるのですけれども、そういった対象の例としては、世帯の構成員が多くて保険料が高額になってしまう場合ですとか、あと技能実習生等で年度内に転出する可能性が高いと市が判断した場合、こういった場合には市のほうで対象から外すといったことも可能となっております。それ以外は基本的には国保に入れているというような、その資格の関係と同等の対象ということになります。

○会長 委員。

○委員 細かい話で申し訳ないですが、私、入管の仕事をしていたものですから、入管で入ってくるときに、技能で入ってくるか、就労で入ってくるか、サイトシーイングで入ってくるかというのがあると思うのですけれども、その辺は市のほうで事前に分かるのでしょうか。

○保険年金課長 そうですね。市のほうでは把握が可能となっております。

○委員 対象か対象ではないかが分かる。技能期間も分かるということですよ。

○保険年金課長 はい。

○委員 分かりました。

以上です。

○会長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

ほかになさそうでございますので、次に移ってよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○会長 それでは、最後になりますけれども、次第4のその他でございます。事務局から何かございますか。事務局。

○事務局 次回の令和7年度第3回の運営協議会の日程につきましては令和8年、来年の1月27日火曜日に開催させていただければと考えております。

東京都からの確定係数等の通知時期を踏まえまして、後日、また正式な通知はさせていただければと思っております。よろしくお願いたします。時間は1月27日につきましても午後7時半からということで考えております。

以上になります。

○会長 皆様、お忙しいところ大変申し訳ないですが、決め打ち的な形になってしまっていますが、1月27日火曜日、19時30分からでございます。よろしいでしょうか。なる

べく御都合をつけていただければと思います。よろしく申し上げます。

その他でございますが、皆さんから何かございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

それでは、ほかはないということで、これをもちまして本日の議事を全て終了いたします。皆様、大変ありがとうございました。